承　継　許　可　申　請　書

令和　　　年　　　月　　　日

江戸川区長　殿

**承継後の道路占用者（譲受人）**

住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※法人の場合は名称

及び代表者役職･氏名

電話番号

江戸川区特別区道路占用規則第１２条（第１５条第１項第２号）の規定に基づき、

次のとおり許可を申請します。

**承継前の道路占用者（譲渡人）**

住　　　所

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※法人の場合は名称

及び代表者役職･氏名

電話番号

占用場所

占用目的

許可番号　　　　　第　　　　　　　　　号

江戸川区特別区道路占用規則（抜粋）

**第十二条**　　占用者は、その権利を他人に譲渡することはできない。ただし、譲受人と連署のうえ申請して、

区長の許可を受けた場合は、この限りでない。

２　前項の譲受人は、占用の許可に基づく一切の権利義務を承継したものとみなす。

３　相続又は法人の合併若しくは分割によって、占用者の権利を承継した者は、遅滞なくその旨を区長に

届け出なければならない。この場合は、前項の規定を準用する。

**第十五条**　　占用者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を区長に届け出なければならない。

一　（中略）

二　占用者である法人が解散したとき。

三　（中略）